

市役所の一部配置変更

担当 財産管理課
☎046(252)7801 FAX046(255)3550

上下水道局庁舎の新設に伴い、市役所1・2階の配置を右図の通り変更します（他階に変更はありません）。

1階は、市民の利用が多い健康・福祉関係部署のスペースを拡充し、利便性の向上と業務の円滑化を図りました。また、2階は、子育て関係部署の整理とスペース拡充を行い、子育てに関する施策の充実・円滑化を図りました。

1階は4月16日（月）から、2階は4月9日（月）から配置を変更します。

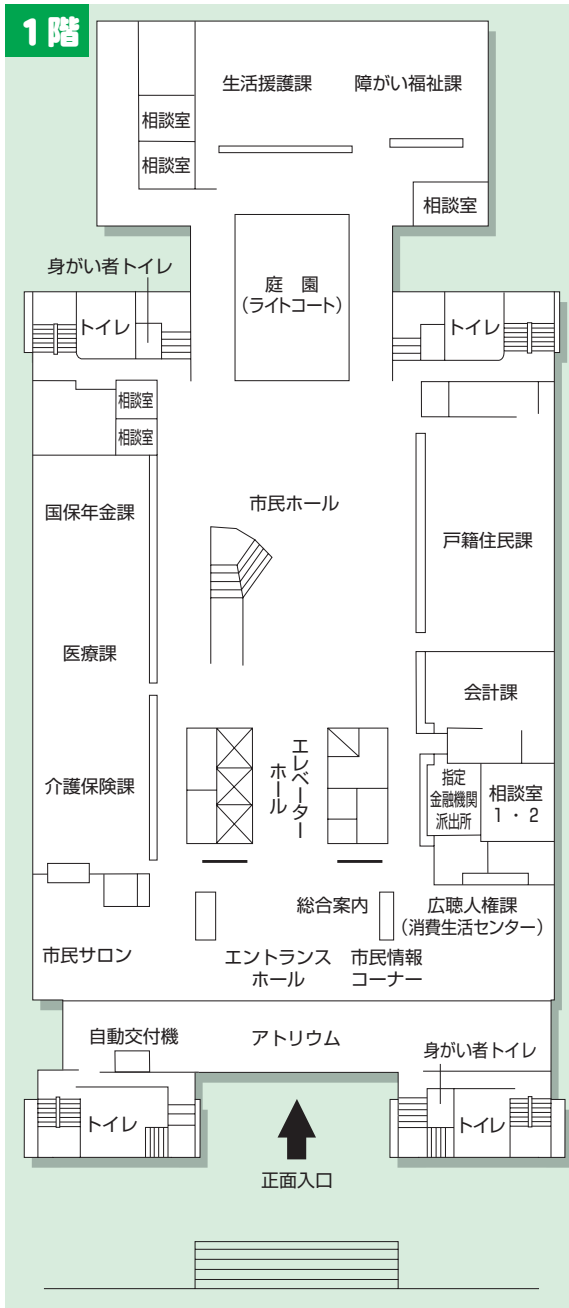
なお、電話・ファクス番号に変更はありません。

1階

戸籍住民課、広聴人権課（消費生活センター）、医療課、国保年金課、介護保険課、障がい福祉課、生活援護課、会計課

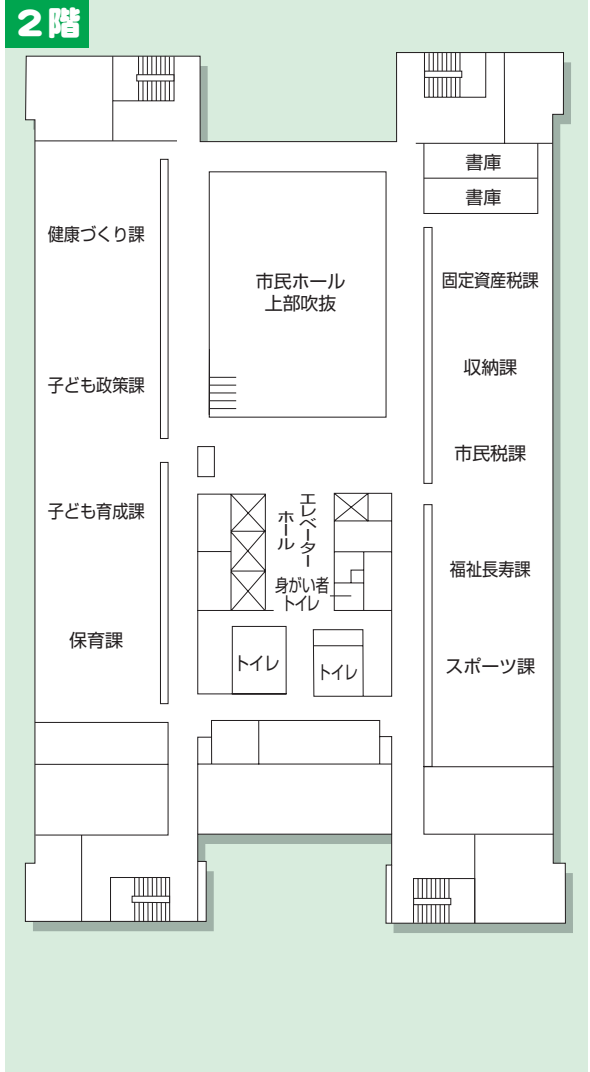
2階

市民税課、固定資産税課、収納課、健康づくり課、スポーツ課、福祉長寿課、子ども政策課、子ども育成課、保育課



市役所1・2階案内図

1階は4月16日（月）から
2階は4月9日（月）から



20歳になったら国民年金

担当 国保年金課
☎046(252)7035
FAX046(252)7043

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになり、20歳到達時に日本年金機構から案内通知が届きます（外国籍の方は2〜3カ月程遅れて通知）。保険料を納めることで、老後を支える「老齢年金」、病气やけがで障がい状態になった場合の「障害年金」、加入者が亡くなった場合に子や配偶者を対象とした「遺族年金」を受け給することができます。

○平成30年度国民年金保険料（第1号被保険者）
月額1万6340円

○問い合わせ先 ▼ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
（繋がらない場合は☎03(6630)2525）
▼厚木年金事務所 ☎046(223)7171

◆保険料の支払いが困難な場合
保険料の支払いが困難な場合は、学生納付特例制度や納付猶予制度などの猶予制度を利用し、未納を防ぎ、年金の受給要件を満たすことができます。詳しくは、問い合わせ先または担当へ

◆納付猶予
収入減少や失業などの理由で保険料の納付が難しいときに猶予される制度です。

○対象 50歳未満の次のいずれかに該当する方
●申請者本人・配偶者の前年所得が57万円以下の方
●失業、倒産、事業の廃止、天災などにあつたことが確認できる方
●前年所得が125万円以下の障がい者または寡婦

◆猶予された保険料の追納
将来受け取る年金額の減少を防ぐため、10年以内の保険料をさかのぼって納付する制度です（保険料が加算される場合があります）。

お問い合わせ先または担当へ

広告 相模の大地を望む緑の公園墓地
宗旨・宗派不問

おかげさまで 大好評 受付中

1.0㎡ 施工例

お手頃価格 墓地使用料 墓石工事代 95万円 税別より

年間管理料(別途)が安心価格の2,160円

墓参がより身近に、より便利になりました。 圏央道全線開通

交通のご案内
圏央道「相模原愛川IC」より約12分!
「相模原IC」より約15分!
「圏央厚木IC」より約17分!

相模メモリアルパーク
カーナビ搭載のお客様の為に「カーナビ」046-281-0419(管理事務所)と入力してください。

(一財)神奈川県教育福祉振興会指定 (一財)神奈川県教育会館指定
(一財)神奈川県厚生福利振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定
許可/平成5年7月30日 認可/神奈川県指令第131号